

## 大阪府後期高齢者医療広域連合診療報酬明細書等の開示に係る取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報のうち、後期高齢者医療に係る診療報酬明細書、調剤報酬明細書、施設療養費明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示依頼（以下「開示依頼」という。）の取扱いに関する基本的事項を定め、もって個人のプライバシーの保護及び診療上の問題に係る取扱いに十分配慮したレセプトの開示業務の円滑かつ適正な実施に資することを目的とする。

### (開示対象レセプトの範囲)

第2条 開示の対象は、原則として広域連合が保有する過去5年間分のレセプトとする。

### (開示依頼ができる者の範囲)

第3条 個人情報を厳密に保護するため、開示依頼を行うことができる者（以下「開示依頼者」という。）は、次に掲げる者とする。

#### (1) 被保険者等

ア 被保険者（被保険者であった者を含む。ただし、死亡している者を除く。以下「被保険者」という。）

イ 被保険者が成年被後見人である場合における法定代理人

ウ 被保険者からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた代理人（任意代理人）

エ 被保険者の開示依頼に係る意思確認が困難な場合における当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者及び当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者が未成年又は成年被後見人の場合における法定代理人（ただし、いずれの者についても、当該被保険者の権利を保護するために必要な場合に限る。）

#### (2) 遺族等（不当な目的で開示依頼を行ったことが明らかである場合を除く。）

ア 被保険者が死亡している場合にあつては、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者（以下「遺族」という。）

イ 遺族が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人

ウ 遺族からレセプトの開示依頼に関する委任を受けた代理人（任意代理人）

### (開示依頼の方法)

第4条 開示依頼を行おうとする者は、「診療報酬明細書等開示依頼書」（様式第

- 1号) (以下「開示依頼書」という。)を広域連合長に提出しなければならない。
- 2 開示依頼書の提出は、郵送により行うことができる。
- 3 開示依頼書の提出に当たっては、第3条に該当することを証明する書類を提示し、又は添付しなければならない。

(開示依頼者の確認)

第5条 開示依頼者の確認は、次に掲げる書類(有効な原本に限る。ただし、郵送による開示依頼の場合は写しで可。以下同じ。)の提出又は提示を求めて行うものとする。この際、提示をもって確認した場合には、原則として本人の了解を得て提示された書類の写しを作成し、これを保管するものとする。

(1) 開示依頼者が被保険者の場合

別表第1に掲げる書類のうち1以上(ただし、郵送による開示依頼の場合は、別表第1に掲げる書類のうち2以上)、別表第2に掲げる書類のうち2以上、又は別表第2及び別表第3に掲げる書類のうちそれぞれ1以上の書類の提出又は提示を求めて確認しなければならない。この際、婚姻等の理由により開示依頼時の氏名が診療時の氏名と異なる場合には、氏名の変更が確認できる書類の提出又は提示を求めるものとする。

(2) 開示依頼者が被保険者の法定代理人の場合

第1号に掲げる書類により、被保険者本人及び法定代理人の本人確認を行うとともに、被保険者が成年被後見人であること及び開示依頼者が当該被保険者の後見人であることを別表第4に掲げる書類のうち1以上の書類(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出又は提示を求めて確認しなければならない。

(3) 開示依頼者が被保険者の任意代理人の場合

第1号に掲げる書類により、被保険者本人及び任意代理人の本人確認を行うとともに、被保険者の署名・押印のある「委任状」(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出又は提示を求め、当該被保険者からレセプトの開示に関する委任のあることを確認しなければならない。

(4) 第3条第1号エに該当する場合

第1号に掲げる書類により被保険者本人及び当該被保険者の母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者の本人確認を行うとともに、被保険者との続柄等を戸籍謄本(抄本)等の写し(開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。)の提出を求めて確認しなければならない。

また、開示依頼者が被保険者本人及び当該被保険者の母、配偶

者若しくは子又はこれらに準ずる者の法定代理人である場合には、前段の確認と併せて、第1号に掲げる書類により法定代理人の本人確認を行うとともに、開示依頼者が当該被保険者の母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる者の法定代理人であることを、別表第4に掲げる書類のうち1以上の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示を求めて確認しなければならない。

(5) 開示依頼者が遺族の場合

第1号に掲げる書類により遺族の本人確認を行うとともに、被保険者の死亡の事実及び開示依頼者が遺族であることを、戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）の写し又は死亡診断書の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出を求めて確認しなければならない。

(6) 開示依頼者が遺族の法定代理人の場合

第1号に掲げる書類により、遺族及び法定代理人の本人確認を行うとともに、開示依頼者が当該遺族の法定代理人であることを別表第4に掲げる書類のうち1以上の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出又は提示を求めて確認しなければならない。また、被保険者の死亡の事実及び当該遺族が被保険者の遺族であることを、戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）の写し又は死亡診断書の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出を求めて確認しなければならない。

(7) 開示依頼者が遺族の任意代理人の場合

第1号に掲げる書類により、遺族及び任意代理人の本人確認を行うとともに、当該遺族の署名・押印のある「委任状」（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出を求め、当該被保険者からレセプトの開示に関する委任のあることを確認しなければならない。また、被保険者の死亡の事実及び当該遺族が被保険者の遺族であることを、戸籍謄本（抄本）、住民票（除票）の写し又は死亡診断書の書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る。）の提出を求めて確認しなければならない。

（開示依頼の受付）

第6条 開示依頼の受付に当たっては、開示依頼者の本人確認を行い、開示依頼書の各項目に記載漏れや誤りがないことを確認した後、開示依頼書に収受印を押印し、開示依頼書の写しを作成するとともに、その写しを当該開示依頼者に手渡し、開示依頼書の原本は、広域連合で保管するものとする。

2 郵送による開示依頼の場合は、前項の写しを開示依頼者に郵送するものとする。

る。

(開示の説明)

第7条 開示依頼を受け付けたときは、開示依頼者に対し、次の各号に掲げる事項を説明するものとする。

- (1) 開示依頼者の本人確認の必要性
- (2) 本人の診療上に支障の生じる恐れがある場合は開示できないこと。
- (3) 開示依頼のあったレセプトが存在しない場合は開示できないこと。
- (4) 診療内容に係る照会については対応できないこと。
- (5) レセプトには必ずしも診療内容すべてが記載されているものではないこと。
- (6) レセプトの写しの交付方法
- (7) 開示依頼からレセプトの開示までの標準的な日数
- (8) 開示依頼に必要な書類
- (9) 開示にかかる費用

(保険医療機関等への照会)

第8条 広域連合長は、開示依頼に基づくレセプトの開示の可否決定に当たっては、開示することによって本人が傷病名等を知った場合に診療上の支障が生じるか否かについて、事前に主治医に対して確認するため、保険医療機関等に照会するものとする。ただし、本人が死亡している場合は、当該照会を行わない。

- 2 前項の照会は、当該レセプトを発行した保険医療機関等に対し、「診療報酬明細書等の開示について(照会)」(様式第2号)により行うものとする。
- 3 調剤報酬明細書に係る開示依頼の場合は、当該調剤報酬明細書に記載された保険医療機関等に対して照会を行い、開示の可否を決定した後、当該調剤報酬明細書を発行した保険薬局に対し「調剤報酬明細書の開示について(お知らせ)」(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 第1項及び第3項の照会に係る回答期限は、照会文書の発信日から10日間以内とし、対象となるレセプトの写し、「診療報酬明細書等の開示について(回答)」(様式第4号)及び切手を貼付した返信用封筒を添えて、保険医療機関等に送付するものとする。

(開示の可否決定等)

第9条 開示の可否の決定に当たっては、保険医療機関等より照会に対する回答があった場合は、その回答を踏まえて決定するものとする。

- 2 広域連合長は、開示依頼書の提出があった日から起算して15日以内に、次の各号に定めるところにより、開示依頼者に通知しなければならない。
  - (1) レセプトの全部又は一部を開示するときは、「診療報酬明細書等開示決定通知書」(様式第5号)により開示依頼者に通知し、併せて「開示の実施方法等申出書」(様式第6号)を送付する。

- (2) レセプトを開示しないときは、「診療報酬明細書等非開示決定通知書」(様式第7号)に理由を記載し、開示依頼者に通知する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該レセプトを開示するものとする。
- (1) 前条第4項の回答期限内に保険医療機関等から回答がなかった場合において、回答の要請をしてもなお回答が得られないとき。ただし、主治医と連絡中である等遅延に相当な事由が認められる場合は、決定期間の延長を行うことができる。
- (2) 保険医療機関等の住所不定等の事情により、当該保険医療機関等に対して照会を行うことができないとき。
- (3) 照会の結果、送達不能で返戻された場合において、所在調査を行ってもなお当該保険医療機関等の所在が確認できないとき。
- (4) 保険医療機関等からの回答において、部分開示又は非開示の理由が記載されておらず、理由の記載を要請してもなお回答が得られないとき。  
(保険医療機関等への再照会)
- 第10条 広域連合長は、保険医療機関等への照会について、回答期限が経過してもなお回答がない場合は、当該保険医療機関等に対し電話等により回答の要請をしなければならない。  
(決定の期限の延長)
- 第11条 広域連合長は、正当な理由により、前項第2項の期限内にレセプト開示の可否を決定することができない場合は、15日を限度として期間を延長する。この場合において、開示依頼者に対して「診療報酬明細書等の開示決定等の期限の延長について」(様式第8号)により、その旨を通知するものとする。  
(開示の実施)
- 第12条 レセプトの開示は、開示依頼者から提出された開示の実施方法等申出書に基づき、広域連合長が指定する日時に、診療報酬明細書等開示決定通知書を提示した開示依頼者に対して行う。この場合において、開示依頼者の確認については、第5条の規定を準用する。
- 2 窓口での交付を希望した者に対しては、開示依頼書の「受領者(依頼者)署名」欄に署名を受け取るものとする。
- 3 郵送による交付を希望した者に対しては、開示依頼書の依頼者欄の「住所」欄に記載された住所に、「親展」扱いとした上で送付する。
- 4 第9条第2項第1号の規定に基づき、開示依頼者に通知した日から30日を経過しても、開示依頼者の来庁又は連絡がない場合は、当該レセプトの写しを破棄することができる。  
(レセプトの不存在)
- 第13条 広域連合長は、開示依頼があったレセプトについて、調査してもなおその存在が確認できない場合は、「不存在」とし、「診療報酬明細書等不存在決

定通知書」(様式第9号)により速やかに開示依頼者に通知しなければならない。

(費用負担)

第14条 レセプトの写しの交付に当たっては、当該レセプトの写しの作成に要する費用を前納させなければならない。レセプトの写しの郵送に係る費用についても同様とする。

(診療報酬明細書等開示受付・処理簿の整理)

第15条 開示依頼の受付から開示に至るまでの処理経過については、その都度「診療報酬明細書等開示受付・処理簿」(様式第10号)に記載し、進捗状況を把握するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月17日から施行する。

### 別表第 1

運転免許証、旅券（パスポート）、外国人登録証明書、船員手帳、海技免状、戦傷病者手帳、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員等）、古物行商許可証、無線従事者免許証、危険物取扱主任、無線従事者免許証、官公庁・公団・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（写真・生年月日のあるもの）等

### 別表第 2

後期高齢者医療被保険者証、国民健康保険被保険者証、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、厚生年金保険年金証書（手帳）、船員保険年金証書（手帳）、国民年金証書（手帳）、共済年金証書、恩給証書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 等

### 別表第 3

次のうち写真が貼ってあるもの

会社の身分証明書、学生証、公の機関の発行した資格証明書

### 別表第 4

戸籍謄本（抄本）、住民票の写し、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）、その他法定代理関係又は任意代理関係を確認し得る書類